|  |
| --- |
| 別表 |
|  | 給付品目基準額耐用年数 | 利用できる方 | 性能・その他 |
| 介護・訓練支援用具 | **特殊寝台**¥154,0008年※介護保険優先品目 | 下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1・2級の方難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。） | 腕、足等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。訓練用ベッドを含む。 |
| **特殊マット**¥19,6005年※介護保険優先品目 | 知的障がい程度が最重度・重度の方下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1・2級の方難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。） | 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。 |
| **特殊尿器**¥67,0005年※介護保険優先品目 | 下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1級の方難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。） | 尿が自動的に吸引されるもので障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。 |
| **入浴担架**¥82,4005年 | 下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1級の方 | 障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。 |
| **体位変換器**¥15,0005年※介護保険優先品目 | 下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1級の方難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。） | 介助者が障がい者の体位を変換させるにあたって、障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。 |
| **移動用リフト**¥159,0004年※介護保険優先品目 | 下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1級の方難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。） | 介護者が障がい者を移動させるにあたって、障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。ただし天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 |
| **訓練椅子（児童用）**¥33,1005年 | 下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1級の方 | 原則として付属のテーブルをつけるものとする。 |
| **入浴補助用具**¥90,0008年※介護保険優先品目 | 下肢機能障がい6級以上又は体幹機能障がい3級以上の方難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。） | 入浴時の移動、座位の保持及び浴槽への入水等を補助できるもの。 |
| 自立生活支援用具 | **便器（手すり付き可）**¥9,850便器のみ￥4,450手すり￥5,4008年※介護保険優先品目 | 下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1・2級の方難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。） | 障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの（手すりをつける事ができる）。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 |
| **特殊便器**¥151,2008年 | 上肢機能障がい1・2級の方知的障がい程度が最重度・重度の方難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。） | 足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。 |
| **頭部保護帽**¥12,5003年 | 障がい者手帳をお持ちの方で頻繁に転倒する方（施設入所の方も可） | 転倒の衝撃から頭部を守るもの。診断書は不要。 |
| **歩行補助杖**¥3,1503年 | 平衡機能、下肢機能又は体幹機能障がい者手帳をお持ちの方 | 前腕の固定部と支持部がない1本の脚による杖。多点杖、松葉杖及びロフストランドクラッチ杖は支給対象外。（介護保険制度又は補装具費支給の対象。） |
| **移動、移乗支援用具**¥60,0008年※介護保険優先品目 | 視覚、平衡機能、下肢機能又は体幹機能障がい者手帳をお持ちの方難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。） | おおむね次のような性能を有する用具。ア　障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有する転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具（手すり、スロープ等）。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。工事費を含まない。イ　歩行、移動時の安全確保のための用具（歩行ナビゲーションシステム等）。 |
| **火災警報機**¥15,5008年 | 知的障がい程度が最重度・重度の方又は身体障がい者手帳1・2級の方又は精神障がい者保健福祉手帳1級の方で、障がい者世帯、障がい者高齢者世帯及びその世帯に準ずる世帯 | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。工事費は含まない。価格内で世帯に2個まで支給可能。 |
| **自動消火器**¥28,7008年 | 知的障がい程度が最重度・重度の方又は身体障がい者手帳1・2級の方又は精神障がい者保健福祉手帳1級の方又は難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。）で、障がい者（難病患者）世帯、障がい者（難病患者）高齢者世帯及びその世帯に準ずる世帯 | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。工事費は含まない。世帯に1台。 |
| **電磁調理器**¥41,0006年 | 視覚障がい1・2級の方又は知的障がい程度が最重度・重度の方で、障がい者世帯、障がい者高齢者世帯及びその世帯に準ずる世帯 | 障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。世帯に1台。 |
| **歩行時間延長信号機用小型送信機**¥7,00010年 | 視覚障がい1・2級の方 | 障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。 |
| **障がい者用屋内信号装置**¥87,40010年 | 聴覚障がい2級の方で、障がい者世帯、障がい者高齢者世帯及びその世帯に準ずる世帯 | 音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。世帯に1台。世帯に聴覚障がい2級の方が複数人いる場合、腕時計型受信機は個別支給可。 |
| **視覚障がい者用はかり**触読式￥4,000音声式￥28,0006年 | 視覚障がい1・2級の方で、障がい者世帯、障がい者高齢者世帯及びその世帯に準ずる世帯 | 障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。世帯に1台。 |
| **透析液加温器**¥51,5005年 | じん臓機能障がい1・3級の方（自己連続携行式腹膜灌流式（CAPD）による透析療法を行う方） | 透析液を加温し、一定温度に保つもの。診断書は不要。 |
| 在宅療養費支援用具 | **ネブライザー（吸入器）**¥36,0005年 | 呼吸器機能障がい1・3級又は下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1・2級で必要と認められる方音声機能障がいを有し、咽頭又は喉頭を摘出している方難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。） | 障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。診断書は不要。 |
| **電気式たん吸引器**¥56,4005年 | 呼吸器機能障がい1・3級又は下肢機能障がい1・2級又は体幹機能障がい1・2級で必要と認められる方難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。） | 障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。診断書は不要。ネブライザーとたん吸引器両用は￥92,400までとする。 |
| **酸素ボンベ運搬車**¥17,00010年 | 医療保険における在宅酸素療法を行う方 | 障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。診断書は不要。 |
| **動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）**¥50,0005年 | 呼吸器機能障がい1・3級又は心臓機能障がい1・3級の方難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。） | 障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。診断書は不要。(2008.4.1～) |
| **視覚障がい者用体温計（音声式）**¥9,0005年 | 視覚障がい者1・2級の方で、障がい者世帯、障がい者高齢者世帯及びその世帯に準ずる世帯 | 障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。世帯に1台。 |
| **視覚障がい者用体重計**¥18,0005年 | 視覚障がい者1・2級の方で、障がい者世帯、障がい者高齢者世帯及びその世帯に準ずる世帯 | 障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。世帯に1台。 |
| **視覚障がい者用音声血圧計**¥15,0005年 | 視覚障がい者1・2級の方で、障がい者世帯、障がい者高齢者世帯及びその世帯に準ずる世帯 | 障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。世帯に1台。(2009.2.1～) |
| **携帯用会話補助装置**¥98,8005年 | 音声言語機能障がい又は肢体不自由があり、発声・発語に著しい障がいを有する方(申立書が必要な場合があります） | 携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。 |
| **在宅人工呼吸器用非常用発電機**\120,00010年 | 在宅で人工呼吸器を使用している方 | ガソリン又はガスボンベ等の運搬可能な燃料で作動し、出力の波形が正弦波で、使用している人工呼吸器に適合する出力をもつもの。 |
| **在宅人工呼吸器用非常用蓄電器（ポータブル電源）**\60,0003年 | 在宅で人工呼吸器を使用している方 | 利用者又は支援者が容易に運搬可能で、出力の波形が正弦波で、使用している人工呼吸器に適合する出力をもつもの。 |
| 情報・意思疎通支援用具情報・意思疎通支援用具 | **点字ディスプレイ**¥383,5006年 | 学齢時以上の視覚障がい1・2級の方 | 文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。年間10件まで。 |
| **点字器**¥10,7007年 | 視覚障がい者手帳をお持ちの方 | 点字を書く道具。視覚障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。 |
| **点字タイプライター****（カナタイプライター含む）**¥63,1005年 | 視覚がい1・2級の方で、就学又は就労している方若しくは就労が見込まれる方 | 六つの点に応じたキーを押すことによって点字を書く道具。視覚障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。 |
| **視覚障がい者ポータブルレコーダー**￥85,000録音再生￥35,000再生のみ6年**テープレコーダー**¥23,0002年 | 視覚障がい1・2級の方 | 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音ならびに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。 |
| **視覚障がい者用活字読み上げ装置**¥99,8006年 | 視覚障がい1・2級の方 | 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。 |
| **視覚障がい者用読書器**¥198,0008年 | 視覚障がい者で、本装置により文字等を認識することが可能になる方。 | 画像入力装置を印刷物等の上に置くことで簡単に文字等をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。 |
| **視覚障がい者用時計**音声式￥13,300触読式￥10,30010年 | 視覚障がい者1・2級の方音声式時計は原則、視覚障がい者1、2級の方で手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な方。 | 障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。 |
| **聴覚障がい者用通信装置（ファックス等）**¥30,0005年 | 聴覚障がい者手帳をお持ちの方又は発声・発語に著しい障がいを有する方。 | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる、障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。本体のみ。テレビ電話を含む。用紙、カートリッジ等は給付対象外。世帯に1台。診断書は不要。 |
| **聴覚障がい者用情報受信装置（アイ・ドラゴン付き）**¥50,0007年 | 聴覚障がい者手帳をお持ちの方 | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。世帯に1台。 |
| **点字図書（翻訳料のみ）**¥100,0001年 | 視覚障がい者手帳をお持ちの方で、かつ主に情報の入手を点字によっている方 | 年間10万円まで支給。本は自己負担。課税世帯でも自己負担なし。 |
| **人工喉頭**¥72,2005年 | 音声・言語機能障がい者手帳をお持ちの方で、かつ喉頭摘出者の方 | 障がい者の使用シーンを想定してユニバーサルデザインの理念又は当事者団体若しくは専門家からの意見を参考に企画、開発されていることが確認できるもの。 |
| **ストーマ装具**\8,858（蓄便）\11,639（蓄尿）（いずれも月額） | ぼうこう又は直腸機能障がい者手帳又は小腸機能障がい者手帳をお持ちの方でストーマを造設している方 | 皮膚保護剤、コンベックス・インサート、固定用ベルト、剥離剤（リムーバー）、皮膚皮膜剤（スキンバリア）、レッグバッグ（下着装着用蓄尿袋）、ナイトドレナージバッグ（夜間用蓄尿袋）、ストーマ袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護剤穴あけ専用はさみ、消臭剤と消臭シート等、潤滑剤、洗浄剤、凝固剤（シート、粉末等）、ガーゼ、洗腸用具を含む。支給対象月は最大で申請書を提出した日が属する月、ぼうこう又は直腸機能障がい者手帳並びに小腸機能障がい者手帳の交付を受けた月又は本市への転入日が属する月から同年度3月までとする。利用者が転出又は死亡等により用具の給付を受ける必要がなくなった場合、その異動日の属する月までの支給決定とする。課税世帯でも自己負担なし。 |
| 排泄管理支援用具 | **紙おむつ**\12,000（月額） | 他の紙おむつ支給事業の対象外の方で、次のいずれかに該当する方（1）身体障がい手帳をお持ちの方で先天性の神経障がいや脳性まひ等運動機能障がいにより紙おむつの利用が必要な3歳以上の方（2）ぼうこう又は直腸機能障がいがあり、ストーマの変形等によりストーマ装具を装着できない3歳以上の方（3）障がい支援区分5・6又は知的障がい程度が最重度の方で常時紙おむつが必要な18歳以上の方 | 尿取りパッド、おしりふき、ガーゼ、脱脂綿を含む。医師が作成するおむつ支給に関する意見書の提出が必要。（その者に係る初めての申請の場合に限る。）支給対象月は最大で申請書を提出した日が属する月又は本市への転入日が属する月から同年度3月までとする。利用者が転出又は死亡等により用具の給付を受ける必要がなくなった場合、その異動日の属する月までの支給決定とする。課税世帯でも自己負担なし。 |
| **収尿器**男性用￥7,931女性用￥8,7551年 | 高度の排尿機能障がいの方 |  |
| **居宅生活動作補助用具**¥200,0001回限り※介護保険優先品目 | 下肢機能障がい3級以上若しくは体幹機能障がい3級以上の方又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）3級以上の方（ただし、特殊便器への取り替えをする場合には、上肢機能障がい1・2級の方）難病患者の方（特定疾患医療受給者証をお持ちでない場合は診断名に難病が記載されている診断書。） | 障がい者の移動等を円滑にする動具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。室内の改修に限る。工事費を含む。障がい福祉制度の住宅設備等援護事業費と併用可能。 |
| 住宅改修費 | **情報・通信支援用具**（障がい者情報バリアフリー化支援に要するパソコン及びスマートフォン周辺機器及びソフト等の購入）¥100,0005年 | 視覚障がい1・2級の方又は上肢機能障がい1・2級の方 | 音声変換ソフトインターネット読み上げソフト視覚障がい者の日常生活を補助するアプリ・ソフト特殊マウス・キーボード等入力装置※パソコンがバージョンアップしソフトが使用できなくなった場合は耐用年数以内であっても支給可能。※対象者からアプリストアに代金を支払いダウンロードするアプリは支給対象外。 |
| その他 |  |  |  |